

令和3年5月31日
近畿総合通信局

警察庁の電波法違反に対する指導

近畿総合通信局（局長：高野 潔（こうの きよし））は、近畿管区警察局（局長：高須 一弘（たかす かずひろ））に対し、無線標定陸上局2局について、無線局の承認を受けずに運用を行っていたことから、指導を行いました。

無線標定陸上局の運用について、関係者間の連絡調整が不十分であったことにより、運用中の無線標定陸上局2局の廃止届を誤って提出し、総務大臣の承認を受けない状態で無線局を運用していました。

これらの行為は電波法（昭和25年法律第131号）第4条の規定に違反するものであり、同局に対し、電波法の遵守及び再発防止を徹底するよう指導を行いました。

【参考】

・電波法（抜粋）

第四条 無線局を開設しようとする者は、総務大臣の免許を受けなければならない。（以下略）

第百四条 （略）

2 この法律を国に適用する場合において「免許」又は「許可」とあるのは、「承認」と読み替えるものとする。

（連絡先）無線通信部 陸上第二課
担当 : 水島、西廻
電話 : 06-6942-8557
FAX : 06-6942-9014